令和4年度さんねつと事業計画

地域生活支援センターさんねっと

1. 基本方針

地域生活支援センターさんねっとは、利用者二一ズに立脚したサービス等利用計画の作成及び柏原 市からの委託相談支援事業所として、障がい児者が安定した福祉サービスを利用し、地域の中で充実 した生活が送れるよう支援を行う。

また、法人内においても相談支援事業所の機能を活かし、武田塾・高井田苑・ホームにじとの連携を 図る。

2. 運営方針

(1)相談事業について

相談支援専門員としての専門性の向上を目指し、各種研修の受講、内部での事例検討会議の定期開催を行う。また、一般相談支援事業(地域移行、地域定着)のニーズ等の把握を行い、事業継続の必要性を検討する。

(2) 柏原市内各事業所等との連携について

柏原市自立支援協議会及び各部会へ積極的に参画することにより、関係機関、事業所との連携 強化及び利用者のニーズ把握とその実現に取り組む。

(3) 当事者・余暇支援について

じゃむの会、さえらの会、わおんの会については、新型ウィルス感染状況や利用者のニーズ等を 考慮しながら、取り組み内容などの見直しをおこなう。なお、結いの会、さをり織りについては休 止する。

(4) 法人内連携について

武田塾、高井田苑、ホームにじの利用者支援及び地域の障がい者からニーズが高い短期入所事業の活用について、より良い支援に向けての協議・連携を進める。

(5) 新型コロナウィルス感染対応について

新型コロナウィルス感染禍において、相談支援事業所としてできうる限りの利用者の健康及び 生活の維持のための支援を行う。

3. 特別強化事業

(1) 相談支援事業の標準化と事業の安定運営

障がい者(児)支援における相談支援の標準的な在り方(標準化)を確定するとともに、柏原市におけるさんねっとの位置づけをより明確にする中で、人員体制や計画相談のあり方等の検討を踏まえながら、事業存続の礎を作る。

(2) 法人内連携の強化

「高井田苑」、「ホームにじ」との連携の継続及び障がいを有すると思われる「武田塾」児童の卒 塾後の支援に向けた検討、協力を行う。

令和 4 年度事業一覧

くさんねっと>

事 業 名	事 業 内 容
柏原市障害者相談支援センター 運営事業	市内在住の障害児者に対して、福祉サービスの利用、社会資源の活用、専門機関の紹介等の相談支援を行う。
特定相談支援事業(計画相談)	障害福祉サービス等の利用についてのサービス等利用計画案 の作成等を行い、申請についての支援等を行う。
指定障害児相談支援事業 (障がい児計画相談)	障害児に対してサービス計画案の作成等の支援を行う。
一般相談支援事業 (地域移行、地域定着)	・地域移行支援 精神病院入院中又は施設入所中の障害者が、地域での生活に 向け、住居探しや地域での生活に必要な支援を行う。 ・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確 保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行う。
社会参加の促進 余暇活動支援	・じゃむの会(3ヵ月1回) 屋外での余暇活動を中心とした利用者主体の事業 ・さえらの会(月1回) 室内での手芸や調理等の社会参加活動 ・わおんの会(月1回) 障害児を対象に、音楽療法、保育活動を通して発達支援を行う事業 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、休止する場合あり